

令和5年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月12日(採決)

令和5年 第4回 定例会 会議録

日時 令和5年12月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	ま ち づ くり 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長 補 佐	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ ども 育 成 課 長	有 隅 伸
社 会 教 育 課 長 補 佐	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
主 事	黒 瀬 友 宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆さんおはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載のとおり議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第83号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第83号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和5年5月8日に公布された、地方自治法の一部を改正する法律が、令和6年4月1日に施行されることについて、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となることに伴い、篠栗町においても勤勉手当の支給を行うために本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に関し、会計年度任用職員を除外している規定を削除するものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 8 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 8 4 号「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 8 4 号「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和 5 年 5 月 8 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることについて、令和 6 年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となることに伴い、篠栗町においても勤勉手当の支給を行うために本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加し、支給に関わる規定を追加するものであります。

この条例については、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 8 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 8 5 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の

制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 85 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、特定教育・保育施設の運営基準を定める際の従うべき基準を整理し、読替え内容の不備を補正するものであります。その他といたしまして、厚生労働大臣から内閣総理大臣への読替えとするものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 85 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 86 号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 86 号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は「全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」並びに「全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴い、篠栗町国民健康保険の出産被保険者について、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額を定めるための条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険税を免除するものであります。対象者は、令和 5 年 1 月 1 日以降に出産予定の国民健康保険被保険者（出産被保険者）です。妊娠 85 日（4 か月）以上の出産が対象で死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含んでいるとのこととあります。出産被保険者が、その年度に納める世帯の国民健康保険税の所得割額と均等割額を 12 分の 1 した額に、産前産後期間（単体妊娠は最大 4 か月、多胎妊娠は最大 6 か月）を乗じて得た額を保険税額から減額するものであります。減額分の費用の負担割合は、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町は 4 分の 1 とのこととあります。

この条例については、令和 6 年 1 月 1 日から施行されます。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第87号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第87号「指定管理者の指定について」

本議案は、篠栗町葬祭場の現指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日となっており、新たに5年間、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

指定管理者の選定に当たっては、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により選定委員会が設置され同委員会にて選定がなされたとのことであります。

公の施設の名称及び位置 篠栗町葬斎場 篠栗町大字篠栗3037番地

指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会

会長 城戸安行

指定管理者となる団体の住所 篠栗町中央一丁目9番2号

指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで5年間です。

指定管理者の指定に当たっては、葬祭業者の平等な葬祭場施設の利用、葬祭場独占の防止、利用者の葬祭事業者選択の平等性を確保する必要性を考慮し、篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項、こちらは、公募によらない指定管理者の候補者の選定であるとのことです。5名の選定委員により2回の会議を開催し決定に至ったとのことであります。

当委員会の中で、質疑がありましたので説明をいたします。

「今後、施設の改修が発生した場合の工事費用負担区分について取り決めはあるのか」また「選定委員が5名とのことであつたがメンバー構成は」との質問がございました。

工事費用負担区分については、軽微なものについては指定管理者が実施し大規模な工事は町が負担する。選定委員の構成は、学識経験者1名、専門的知識者2名、副町長、担当課長の5名との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 87 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 88 号「令和 5 年度篠栗町一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○予算特別委員会 委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 88 号「令和 5 年度篠栗町一般会計補正予算（第 7 号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 3 億 7,260 万 7,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 125 億 4,321 万 3,000 円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 88 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 89 号「令和 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 89 号「令和 5 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」

本議案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ 9 億 3 千 2 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 4,162 万 1,000 円とするものでございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 89 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、発議第 5 号「篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本発議は議員全員協議会において協議を行い、議員全員にて発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長に発議の朗読をいたさせます。

○議会事務局長(水江 靖浩) 発議第5号、篠栗町議会議長 荒牧泰範殿

「篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則(昭和39年議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

提出者 篠栗町議会議員 村瀬 敬太郎

賛成者 篠栗町議会議員 今長谷 武和、栗須 信治、古屋 宏治、品川 静、横山 和輝、太郎良 瞳、門馬 良、吉本 文枝、浦野 雅幸、崎山 佐穂

提案理由、町長において専決処分にすることができる事項を定めるため。

以上でございます。

○議長(荒牧 泰範) 本案は議員全員による発議でございますので、質疑も省略し、直ちに採決に入ります。

発議第5号について、本案に賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、「常任委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生両常任委員長から、会議規則第75条の規定によりタブレットに掲載の申出書通り閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことといたしました。

ここで皆様に連絡があります。第2回9月定例会からライブ配信を一時中断しておりましたが、本会議場のモラル等が適切に運営されていると判断いたしました。つきましては、令和6年3月第1回定例会よりライブ中継を再開いたします。住民の皆様方にはこの間ご心配お手間をおかけしたことをおわび申し上げます。今後は、議会運営を適切に行っていき皆様に関心を改めて持っていただくために、開かれた議会を目指しさらに前進してまいります。御理解御協力をお願いいたします。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがあればどうぞ。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和5年第4回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ条例案4件、指定管理者の指定について1件、「令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)」をはじめ、令和5年度補正予算案2件の、上程いたしました7議案全てにつきまして可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

今定例会の一般質問のやりとりの中で篠栗北地区産業団地において、まだ工場建設・操業に至っていない3区画について、早期完成に向けて何らかの働きかけをしなければならないのではないかと御心配の御意見をいただきました。私も全くそのとおりであると考えております。コロナ禍における事業の停滞期があったにせよ、篠栗北地区産業団地の建設・工場誘致は今後の自主財源を確保するための私のこの

4年間の最大の事業であり、町民の皆様とのお約束でございます。残り1年の中で、必ず、道筋をつける覚悟でございます。具体的進展がある際には、議会にも御報告し、御審議願うこともあろうかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

予算特別委員会における補正予算審議の際、財産活用課から庁舎耐震工事の概略の説明を行い、そのための債務負担行為3億755万5,000円の説明をいたしました。以前、執行部においては、現庁舎はJRの線路と隣接していることから耐震補強工事が高額になり難しいと判断し、耐震構造を備えた新庁舎の移転・建設計画構想を発表いたしました。これまでの議会においても、いつ頃のあたりに移転・新築する計画であるのかといった御質問をいただいておりますが、これまで具体的な計画については明言をされておりました。今般、現庁舎において外部からの補強工事ではなく、庁舎内での工事施工により新耐震にかなう補強工事が可能であるとの結論に達し、今定例会において債務負担行為案を提出するに至ったものでございます。令和6年度1年間をかけて新耐震にかなう庁舎にいたします。町民の皆様におかれましても、まさかの時にも、しっかりと災害対策本部として機能できる建物へと生まれ変わりますのでどうぞよろしく願いいたします。

また、福祉課から説明いたしました、「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付費」いわゆる住民税非課税世帯に対する7万円の給付につきましては、岸田総理大臣は年内に給付を目指すと言われてましたが、本日予算が可決されたものであります。これから本格的に準備を始めることとなりますので、システム改修後、本年に当該給付金3万円の給付を受けた世帯に対しましては、御登録の口座に2月上旬から給付を開始する予定にしております。改めて税情報の確認が必要な世帯に対しましては、確認書提出の締切日までにお申込みいただくこととなります。対象の方には通知を差し上げるほか、詳細はホームページ上に掲載いたしますのでしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

今年も残すところ3週間足らずとなりました。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますように御祈念申し上げ、篠栗町議会令和5年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間の御審議どうもありがとうございました。

そして、今年1年どうもありがとうございました。

○議長（荒牧 泰範） 皆様、今年1年間大変おつかれさまでした。

少々早うございますが皆様良いお年をお迎えくださいませ。

本日の会議を閉じます。

これを持ちまして令和5年第4回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 10 時 26 分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

崎山 佐穂

篠栗町議会議員

今長谷 武和
